

平成 27 年（フ）第 7399 号・平成 28 年（フ）第 6349 号
破産者 ネットカード株式会社

平成 31 年 2 月 13 日

東京地方裁判所 民事第 20 部 御中

破産管財人 深山雅也

破産管財人代理 小山洋介

同 宮坂幸子

報 告 書

1 破産財団に関する状況

(1) 破産手続開始決定時の財産状況

破産手続開始決定時の資産及び負債の状況は、財産目録記載のとおりである。

(2) 破産手続開始決定後の経過及び現在の財産状況

破産手続開始決定後の破産財団の収支状況は、収支計算書記載のとおりである。

【前回債権者集会後の主たる財産の換価・回収状況】

ア 貸金債権の売却（財産目録「資産の部」3，収支計算書「収入の部」6）

平成 30 年 4 月 30 日時点における営業貸付金（引直し計算しても過払いとなっていないもの）について、入札手続を経て債権譲渡（売却）し、譲渡代金合計金 1 億 5 3 4 8 万 1 1 0 円を取得した。

イ 預託保証金の回収（財産目録「資産の部」4，収支計算書「収入の部」7）

日本郵便株式会社に預託されていた保証金合計金 2 1 8 万 3 4 4 0 円を回収した。

ウ 申立後開始決定前の任意弁済金の処理（収支計算書「収入の部」8）

第 6 次申立にかかる申立債権者の一部に対して開始決定前に支払われた任意弁済金に関して、債権者間の公平を図る見地から、申立債権者代理人と協議した結果、和解金として約 1 6 9 9 万円（弁済金合計額の 1 割相当額）の支払を受けることを合意し、その支払を受けた。

【主たる財団債権の状況】

- ア 破産申立予納金の返還（収支計算書「支出の部」 1）

破産手続を遂行するに足る破産財団が確保できたことから、破産申立予納金約4000万円を予納者に支払って返還した。
- イ 預り金の返還（収支計算書「支出の部」 4）

債権譲渡した貸付債権の債務者から債権譲渡の基準日後に支払を受けた弁済金は、債権譲渡先に対する預り金となることから、債権譲渡先に対し、当該預り金として合計約1911万円を支払った。
- ウ 管財補助者の人件費（収支計算書「支出の部」 5）

前回集会以降、管財人補助者にかかる人件費として通勤手当を含め合計約2700万円を支払った。
- エ 業務委託料（収支計算書「支出の部」 6）

前回集会以降、顧客管理システムによる債権管理業務やコールセンター業務についての外部委託費として合計約3700万円を支払った。
- オ システム開発費（収支計算書「支出の部」 7）

引直し計算した顧客残高を把握したうえで破産管財業務に適合する機能を備えた債権管理システムを外部委託により開発し、その開発費用の一部として約1040万円を支払った。なお、今後、残金約330万円を支払う予定である。

2 破産手続開始通知書の送付（収支計算書「支出の部」 11）

新たに開発した管財業務用顧客管理システムにより認識された過払金債権者は、過払金返還請求権が時効消滅している者を除外しても、約8万7000人に及ぶことが判明した。他方、貸付債権の売却などにより一定程度の破産財団が形成され、僅かな配当率ながら配当を実施できる見込みが生じた。

そこで、これらの過払金債権者を含む知れたる債権者に対し、改めて破産手続開始通知書を送付し、破産債権届出の案内を行った。

3 破産手続開始決定後の過払金の返還（収支計算書「支出の部」 3）

破産手続開始決定後に受領した過払金の各支払者に対し、返金の連絡をし、返金先の預金口座を把握できた顧客に対し、順次、振込送金にて返金作業を行ってきたが、破産手続開始決定後、平成30年12月7日までに、合計約800万円の過払金を受領し、そのうち合計約580万円の振込送金を行った。

なお、返金先の預金口座が把握できないために返金できない過払金約220万円については、過払金の返還を辞退した者の分を除き、受領拒絶とみなして供託した。

4 今後の業務

換価可能な財産の換価を終了したので、書類の廃棄等の残務処理を行うとともに、可能な限り早期に配当の実施を行う予定である。

以上

《添付資料》

1. [財産目録](#)
2. [破産貸借対照表](#)
3. [収支計算書](#)